

社会福祉法人埼玉現成会への市の対応について

社会福祉法人埼玉現成会（以下「現成会」という。）が運営する飯能元氣保育園及び飯能元氣保育園分園（以下「元氣保育園等」という。）並びに地域子育て支援拠点事業において、平成 30 年度の保育給付費及び地域子育て支援拠点業務委託料の請求に係る届出書類を実態とは異なる内容で市に申請を行い、過大に受給していたことが判明しましたので、その概要、市の対応等について以下のとおり報告いたします。

平成 30 年度の保育給付費については、令和 6 年度末をもって国庫及び県費負担金の返還の時効を迎えることから、現成会に対して挙証資料の提出を求め、市及び県で保有する申請書類等と突合、精査したところ、本来元氣保育園等で勤務すべき職員が、隣接する学校法人永田学園大東幼稚園（以下「大東幼稚園」という。）や現成会が市から受託する地域子育て支援拠点事業に勤務している実態が明らかとなりました。

また、平成 30 年度の地域子育て支援拠点事業委託料については、市の業務委託仕様書に定めた職員配置を行わず、履行条件を満たしていなかった期間があったことが判明しました。

このようなことから、保育給付費及び委託料について、実施・履行要件を満たしていなかった期間について返還を求めることといたしました。

なお、現成会は返還に応じる意向を示しており、また、令和元年度以降の事業実施状況についても、調査等を通じて引き続き検証を行ってまいります。

1 法人概要

法 人 名 : 社会福祉法人 埼玉現成会
所 在 地 : 飯能市大字永田 527-2
代 表 者 : 理事長 長棹万岳（ながさお ばんがく）
対象施設 : 飯能元氣保育園、飯能元氣保育園分園

2 平成 30 年度分の検証により確認した事実

（1）保育給付費について

- ① 大東幼稚園、また、地域子育て支援拠点事業に従事していた保育士を保育所の専任保育士として実態と異なる報告を行った。（子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第 40 条第 1 項第 5 号）
- ② ①に記載する事由により、公定価格の基本分単価における必要保育士数を上回る配置をしていた場合に支給される主任保育士専任加算と療育支援加算を過大に受給していた。（法第 40 条第 1 項第 4 号）

（2）地域子育て支援拠点事業委託料について

- ① 業務委託仕様書に定めた職員配置を履行せず、実施要件を満たしていなかった期間があった。（民法第 703 条）

3 保育給付費不正受給の返還額

平成 30 年度元氣保育園等の配置職員として名簿に記載されていた 3 名の職員に、他施設、また、他事業にも従事していた実態が確認されたことから、実態と合わせて処遇改善加算等の見直しを行ったところ、交付決定時において 1 年間の認定していた加算のうち、主任保育士専任加算と療育支援加算については、平成 30 年 7 月から平成 31 年 3 月までの 9 か月間が非認定となることが確定したため、過大に受領した給付費を算出し返還を求めます。

対象期間 : 平成 30 年 7 月から平成 31 年 3 月まで

返 還 額 : 2,842,710 円

返還額加算内訳 :

	主任保育士専任加算	療育支援加算	合 計
本 園	752,600 円	145,680 円	898,280 円
分 園	1,629,100 円	315,330 円	1,944,430 円
返還金合計	2,381,700 円	461,010 円	2,842,710 円

※主任保育士加算：主任保育士に保育計画の立案等の主任業務を専任させるために、代替保育士を雇用している場合の加算

※療育支援加算：主任保育士専任加算の対象であり、障害児を受け入れ、主任保育士を補助する者(資格の有無不問)を配置し地域住民等のこどもの療育支援に取り組む場合に加算

4 地域子育て支援拠点事業委託料の返還額

平成 30 年度地域子育て支援拠点事業について、市との業務委託仕様書に定めた職員配置を履行せず、「週 5 日型」の実施要件を満たしていなかったことが確認された 6 か月分については「週 3～4 日型」であったと判断し、既に現成会が受領した業務委託料の一部を不当利得とし、過大に受領した委託料を算出し返還を求めることとなりました。

返 還 額 : 2,028,500 円 (下記 (1) - (2))

(1) 現成会への地域子育て支援拠点委託料支出済額

週 5 日型基準額 7,842,000 円

(2) 調査結果を踏まえた支払うべき委託料 5,813,500 円 (内訳①+②)

①週 5 日型：6 か月分 (平成 30 年 4・6・7・10・11・12 月分)

基準額 7,842,000 円 ÷ 12 月 × 6 月 = 3,921,000 円

②週 3～4 日型：6 か月分 (平成 30 年 5・8・9 月分、平成 31 年 1・2・3 月分)

基準額 3,785,000 円 ÷ 12 月 × 6 月 = 1,892,500 円

5 これまでの経過

令和 6 年 3 月 26 日 元氣保育園等の不正等について保育課に情報提供あり

3 月 28 日 元氣保育園等の事務担当者に事実確認

3 月 29 日 元氣保育園前園長と事務担当者が来庁

⇒ 不正の事実はない旨回答

4 月 3 日 県福祉監査課及びこども支援課に電話及びメールにて通報内容の報告と今後の対応についての相談

⇒ 通報者へのヒアリング及び実地監査の実施のアドバイス

- 4 月 13 日 通報者へのヒアリングを実施⇒ 通報の内容、運営の実態等聴取
- 5 月 29 日 元氣保育園等施設において実地監査
⇒ 元氣保育園等の書類だけでは不正が確認できず
⇒ 実地監査の状況について県福祉監査課に報告
- 6 月 市保育課から県こども支援課、福祉監査課、高齢者福祉課、学事課
に状況の説明 ⇒ 電話及びメール
- 8 月 7 日 県と合同で大東幼稚園及び元氣保育園等への聞き取り調査
大東幼稚園園長及び元氣保育園園長出席のもと、保育士等の重複
について事実確認 ⇒ 人員の重複を認める
- 9 月 10 日 県こども支援課、学事課、高齢者福祉課と市保育課、こども支援
課合同で元氣保育園訪問
現成会理事長、大東幼稚園園長、元氣保育園園長出席のもと、実態
ヒアリング及び資料請求
- 9 月 25 日 平成 30 年度届出書類の確認が終了、保育給付費の返還予定を県に
通知
- 10 月 21 日 地域子育て支援拠点事業について元氣保育園等職員にヒアリング
- 10 月 29 日 子ども・子育て支援法第 39 条第 2 項に基づき市長から知事へ通知
- 10 月 30 日 現成会に返還額を提示及び指導を実施
- 11 月 6 日 現成会から返還承諾書を受理

6 現成会に対する今後の対応

市は、現成会に対し、不正に受給した保育給付費等について速やかな返還を求めるとともに、保育給付費の返還については、民法第 704 条に基づき利息を請求します。

今後、適正な運営確保及び事業の実施に向け、今回の事案を法人内で検証し、関係法令を遵守するとともに、不正受給等が発生しないよう組織体制を再構築すること及び保育士不足に陥らないよう、保育士の確保に努めることについて引き続き指導を行ってまいります。

なお、令和元年度以降についても、関係する施設の名簿の突合、帳簿書類の確認、必要に応じた聞き取り検査等により、引き続き検証を行います。

担当者

保育給付費関係：

こども支援部参事兼保育課長 佐野敬子

連絡先 Tel 042-973-2111 内線 195

地域子育て支援拠点事業委託料関係：

こども支援部こども支援課長 須田あゆみ

連絡先 Tel 042-973-2111 内線 150